

指標 5.1.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 5.1.1 性別に基づく平等と差別撤廃を促進、実施及びモニターするための法律の枠組みが制定されているかどうか

ターゲット 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。

ゴール 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

定義及び根拠

○ 定義

本指標は、ジェンダーの平等を促進、実施及び監視する法的枠組みを整備する政府の取り組みを測定するものである。法的枠組みは、包括的な法的枠組み及び公共生活、女性に対する暴力、雇用と経済的利益、結婚と家族の4分野にまたがる45の二値の質問からなる調査票で評価される。

○ 概念

「法的枠組み」という用語は、ジェンダーの平等を促進し、実施し、監視するための法律、仕組み、政策／計画を包括するものとして定義する。

質問票

分野 1：包括的な法的枠組みと公的生活

推進

- 1.憲法で慣習法が有効な法源とされている場合、慣習法が平等または非差別に関する憲法上の規定に違反する場合、無効となるか
- 2.憲法で属人法が有効な法源とされている場合、平等または非差別に関する憲法上の規定に違反する場合、無効となるか
- 3.女性に対する直接的差別と間接的差別の両方を禁止する差別法はあるか
- 4.女性も男性も公的及び政治的機構（議会、執行機関、司法機関）の役職に就け、平等な権利を享受しているか
- 5.国会議員に女性（定員）割当枠があるか
- 6.国会議員候補者一覧に女性の割当枠があるか
- 7.女性も男性も平等に、配偶者及び子供に市民権を与える権利を有しているか

実施と監視

- 8.ジェンダーに基づく差別についての苦情（例えば、国家人権機構、女性委員会、オンブズマン）を受け付ける専門的な独立した機関を法律に基づき設置しているか
- 9.刑事に関することで、法的支援が義務づけられているか

- 10.民事/家庭に関することで、法的扶助は義務づけられているか
- 11.女性による証言は、男性による証言と法廷で同じ重みを持っているか
- 12.ジェンダー統計の作成及び/または公表を求める法律が明示的にあるか
- 13.国会議員の義務的な女性割当枠割当量を守らなかった場合の制裁または国会議員選挙の候補者一覧に女性を含めるインセンティブはあるか

分野 2：女性に対する暴力

推進

- 14.身体的暴力を含む家庭内暴力に関する法律はあるか
- 15.性的暴力を含む家庭内暴力に関する法律はあるか
- 16.心理的/情緒的暴力を含む家庭内暴力に関する法律はあるか
- 17.財政的/経済的暴力を含む家庭内暴力に関する法律はあるか
- 18.レイプ犯罪の後に加害者がレイプ被害者と結婚する場合、レイプの罪による告訴から加害者を免責する規定が取り除かれているか、または法律に一切存在していないか
- 19.いわゆる名誉犯罪の場合に、その罰則を軽減する規定が取り除かれているか、または法律に一切存在していないか
- 20.レイプに関する法律は、身体的暴力、または挿入された証明を必須とすることなく、同意がなかったことを根拠としているか
- 21.法律では姻戚関係にある者の間のレイプを明示的に犯罪としているか
- 22.セクシャルハラスメントに具体的に言及する法律はあるか

実施と監視

- 23.関連プログラム及び活動の実施のための予算や資金負担を提供する義務を政府に課すことによって、女性に対する暴力に言及する法律の実施のために、政府機関から予算措置しているか
- 24.女性に対する暴力に言及する活動を非政府組織が行うことを支援するために、特別なインセンティブ、資金及び/または予算を分配することにより、女性に対する暴力に対処する法律の実施のために、政府機関から予算措置しているか
- 25.実施状況をモニター及びレビューする任にある国家機関によって監督されている女性の暴力に言及する国家行動計画または政策があるか
- 26.個別のターゲット及び基準を始めとする、女性の暴力に対処するための国家行動計画または政策があるか

分野 3：雇用と経済的利益

推進

- 27.雇用におけるジェンダー差別をしないことを法律で義務づけているか
- 28.等価労働に対し当価報酬を法律で義務づけているか

- 29.女性が男性と同じ業務に就くことを法律で認めているか
- 30.女性が男性と同じように夜間働くことを法律で認めているか
- 31.ILO 基準に従って母親が利用できる出産または育児休暇を法律で定めているか
- 32.父親やパートナーが利用できる有給の父親または育児休暇を法律で定めているか

実施と監視

- 33.雇用におけるジェンダー差別に関する苦情を受け付ける公的機関があるか
- 34.公的、または公的補助による託児が提供されているか

分野 4：結婚と家族

推進

- 35.結婚できる最少年齢は、法的な例外はなく、男女共に、少なくとも 18 歳以上か
- 36.結婚（すなわち同意）し、離婚を主導する権利は、男女平等であるか
- 37.結婚中及び結婚後（離婚後）に子供の法的保護者となる権利は、男女平等であるか
- 38.世帯主または家長であると認められる権利は、男女平等であるか
- 39.居住を選択する権利は、男女平等であるか
- 40.職業を選択する権利は、男女平等であるか
- 41.身分証明書を取得する権利は、男女平等であるか
- 42.パスポートを申請する権利は、男女平等であるか
- 43.離婚の場合を含め、夫婦の資産を所有、アクセス及び管理する権利は、男女平等であるか

実施と監視

- 44.合法的年齢を下回る年の結婚は、無効、または無効にできるか
- 45.専用の、または専門的な家庭裁判所があるか

○ 根拠及び解釈

性別に基づく平等と非差別は、189 の締約国を有する女性差別撤廃条約 (CEDAW) や北京行動綱領をはじめとする国際的な法的及び政策的枠組みの中核をなす原則である。この枠組みは、法的枠組みをはじめとする、女性に対する差別撲滅及びジェンダー平等に対する各国のコミットメントをとりまとめたものである。

北京行動綱領で、各国は、未だに性別に基づき差別的扱いをしている法律を撤廃することを約束した。女性を差別する法律の廃止の目標達成期限として、2005 年に北京行動綱領の 5 年間のレビュー及び評価（北京+5）が設定された。この期限は既に過ぎてしまった。ジェンダー平等を促進する法律の改革が進展した一方で、多くの国では、女性に対して差別的扱い

をする法律が残っている。法的改革が行われた場所でも、実施上の格差は未だ残っている。

ジェンダー平等を達成するためには差別的法律を廃止し、ジェンダー平等を促進する法的枠組みを整えることが前提条件である（目標 5、目標 5.1）。指標 5.1.1 は、持続可能な発展のための 2030 年アジェンダにおいて、ジェンダーに関連するコミットメント、及び SDG 5 の実施を推進させる上で極めて重要である。

データソース及び収集方法

指標のデータは、特に法律、政策/行動計画といった、一次情報/政府の公式文書を用いた法的枠組みの評価から得られる。評価は質問票を用い、国家統計局（NSO）及び/または各国女性連合（NWM）をはじめとする各国の対応者、及びジェンダー平等に関する法律実務者/研究者によって行われる。

データの収集と検証に必要な国レベルの調整を行うためのフォーカルポイントを設けることが各国に求められる。一番多いフォーカルポイントは、NWM、いくつかは NSO 内、または NWM 及び NSO に指定される。そして、妥当性確認後、関連する法律、政策、その他の情報源を含むデータは、指定されたフォーカルポイント/各国の対応者に送付され、レビュー及び妥当性の確認が行われる。最終回答は、各国の対応者による妥当性確認を経て提出される。

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

質問への回答は、「はい」の場合は「1」、「いいえ」の場合は「0」という単純な「はい/いいえ」の回答でコード化される。質問 1 と 2 についてのみ、「該当なし」と「1」または「0」のスコアをつけることができる。慣習法または個人法が適用されない国では、該当質問は「該当なし」とされ、「包括的な法的枠組みと公的生活」分野全体のスコア計算からは除かれる。

スコア計算方法は、以下のとおり法的枠組みの**各分野**における単純平均となる。

$$A_i = \frac{q_1 + \cdots + q_{m_i}}{m_i}$$

ここで A_i は法的枠組み分野 i を指す。 m_i は、法的枠組み i の分野の質問の総数を指す。答えが「はい」であれば $q_i = 1$ であり、答えが「いいえ」であれば $q_i = 0$ である。

4 つの領域の結果は、ダッシュボードでパーセンテージとして報告される： $\langle A_1, A_2, A_3, A_4 \rangle$ 。合算せずに 4 分野のスコアを提示するのは、ある国がある分野で高スコアを得ることで、他の分野の低スコアを補償しよ

うとする必要性がない、また各国ごとに4つの数字を包括的に評価するほうが、4つの数字を1つの指標にまとめるよりも、より情報価値が高くなるだろうという考え方によるものである。

各分野のスコア（0～100の数字）は、その分野における、その国の達成度をパーセンテージで表し、その分野の全ての質問について対応していると回答した場合、ベストプラクティスとなりスコアは100となる。

○ コメントと限界

重複を避けるために、指標5.1.1では、指標5.a.2「土地所有及び/又は管理に関する女性の平等な権利を保障している法的枠組（慣習法を含む）を有する国の割合」及び指標5.6.2「15歳以上の女性及び男性に対し、セクシュアル/リプロダクティブ・ヘルスケア、情報、教育を保障する法律や規定を有する国数」で言及される法的枠組みを含まない。指標5.1.1は、このような他の指標を補完するものである。

データの詳細集計

なし

参考

公式SDGメタデータURL

<https://unstats.un.org/sdgs/metadata/files/Metadata-05-01-01.pdf>

国際的に合意された方法とガイドラインのURL

https://unstats.un.org/sdgs/files/meetings/iaeg-sdgs-meeting-07/Tier%20re-classification%20requests_web.zip (Tier re-classification requests/5.1.1参照)

その他

世界銀行グループ：<http://wbl.worldbank.org/>

OECD開発センター：<http://www.genderindex.org/>

国連女性機関：<http://data.unwomen.org/en>

データ提供府省

内閣府

関連政策府省

内閣府、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省文化庁、厚生労働省、人事院

担当国際機関

国連女性機関（UN Women）、世界銀行、OECD開発センター